

イギリス文筆業の研究 その(一)

——ロンドン書籍業組合の成立事情——

青 木 健

イギリスにおける文筆業が近代的な様相をおびるのは十八世紀も後半に入ってからである。文筆業の近代化を計る目やすの一つは版權(‘copyright’)が作家のものになったかどうかにある。十八世紀の文筆業全体について論じたもので最も興味深い著書の一つはA. S. コリンズの『ジョンソン時代の文筆業』¹⁾であろう。その中でコリンズは、作家と書籍業者の関係を版權争議や文学のパトロンとからめて詳述するとともに、近代的読者層の誕生とその発展状況を興味深い数多くの逸話や実例を示して論じている。

そこには、作家が書籍出版業者や文学のパトロンの支配から脱し、自立した近代的な作家としての地位を獲得してゆく事情が語られている。これを見ると、「ロンドン・ステーションャーズ・カンパニー」(‘London Stationers’ Company)と呼ばれる、書籍出版業者たちの組合(通例「ロンドン書籍業組合」と呼ばれる)²⁾は無視できない存在であることが理解できる。この組合は、エリザベス一世時代(つまりシェイクスピア時代)以前から存在し、当局と連携し、イギリスの書籍出版業(印刷、出版、販売を含む)の歴史に重要な位置を占めていたばかりでなく、文筆業一般に対しても大きな影響を与えつつしてきた。イギリスの書籍出版の状況——特に初期の状況——を歴史的に解明するためには、この「ロンドン書籍業組合」の実体を明らかにする必要がある。本稿は主としてこの「組合」の成立事情を手元にある研究書、参考書に依拠しながら検討することを目的としている。当然歴史的事実への言及が主となるが、同時にさまざまな問いかけに答える形で対象を浮き彫りにしたいと思う。

(1) 1557年の勅許

ロンドン書籍業組合の歴史上記念すべき二つの出来事が、メアリー・チューダーの短い治世（1553-58）の間に起こっている。一つは、1554年の秋に組合本部がセント・メアリ・モードレン教区からセント・グレゴリー・バイ・セント・ポール教区内に移転したことである。新しい建物は、以前から書籍出版及び販売の中心地であったセント・ポール大聖堂墓地の南西に建てられた。

もう一つの出来事は、1557年5月4日に組合結成を許可する勅許が正式に下りたことである。この勅許は、C.ブラッグデンが述べているように³⁾、組合誕生を祝うというより、組合が成人に達したことを公に認めたことを意味している。というのも、組合それ自体は後述するように、15世紀初めには既に存在しており、一つの組織体として機能していたからである。

当局が、印刷出版の責任を負うべきことを組合が認識し、速やかに勅許を実行に移すのを期待していることはその前文に明確に示されている。

Know ye that we considering and manifestly perceiving, that several seditious and heretical books, both in verse and prose, are daily published, stamped and printed by divers scandalous, schismatical, and heretical persons, not only exciting our subjects and liegemen to sedition and disobedience against us, our crown and dignity, but also to the renewal and propagating very great and detestable heresies against the faith and sound catholick doctrine of holy mother the church⁴⁾.

周知のように、治安を乱す異端の書物が、詩と散文とを問わず多くの不道徳

者、教会分離論者さらに異端者によって連日のように印刷出版されている。それらは、わが主権や尊厳に逆らい、わが忠実なる臣下たちを不忠者へと扇るのみならず、改宗を迫り、聖なる教会の信仰と健全なるカトリックの教理に逆らって忌むべき異端の説を宣伝している。

勅許に示された当局の意図はさらに具体的条項として、組合に対してさまざまな権利を付与している。(1)組合員は世襲とする、(2)団体結成の権利、(3)法的に訴える権利、(4)自治組織のための規則を定める権利、(5)組合長(‘Master’)及び理事(‘Warden’)を選出する権利、(6)年額20ポンド分の不動産をシェアーに所有する権利、等々である。

むろん、これらは他の組合にも与えられたものに準ずる諸権利であったが、書籍業組合に対して特に与えられた権利がある。それは、組合長及び二名の理事に与えられた、違反者に対する拘留と家宅捜査という「一種の警察権」⁹⁾である。具体的に言えば、印刷業者(Printer)、製本業者(Book-binder)それに書籍販売業者(Bookseller)たちの出版物を検閲するために、家宅や印刷工房の捜査、法令や布令に反する出版物を押収したり、処分する、さらには、印刷出版の正当な資格がなかったり、捜査を拒んだりすれば逮捕できるなどの権限が組合長及び理事に与えられたのである。違反者は裁判にかけられることもなく、3ヶ月の入牢の上5ポンドの罰金が科せられた。

これらの諸権利は、当局が組合の保護と発展を望んだ結果とは言い難い。むしろ、ダフの言うように、「フィリップ&メアリーの目的は、組合員の利益を守るといふより、書籍業界をよりいっそう強力に取り締まることであった」⁹⁾。勅許に記された条項の多くは書籍業組合の自治活動を促進するためのものであつたが、第12条には、書籍出版業の歴史に画期的とも言うべき規定が書かれていた。この規定は、以後140年近くイギリスの書籍出版業ばかりでなく、ジャーナリズムの誕生や近代的作家の誕生の遅延に大

きな影響を及ぼした要因の一つとなったと考えることのできる重大なものである。その条項をダフの『イギリス書籍業の一世紀』(*A Century of the English Book Trade*) から引用してみる。

XII. Moreover we will grant, ordain and constitute for ourselves, and the successors of our foresaid queen, that no person within this our kingdom of England or domains thereof, either by himself, or by his journeymen, servants or by any other person, shall practise or exercise the art or mystery of printing or stamping any book, or anything to be sold, or to be bargained for within this our kingdom of England, or the dominions thereof, unless the same person is, or shall be, one of the society of foresaid mystery or art of a stationer of the city aforesaid, at the time of his foresaid printing or stamping, or has for that purpose obtained our licence, or the heirs and successors of our foresaid queen⁷.

第12条。さらに、女王陛下ならびにその後継者はここに以下の事項を許可し、命令し、制定するものである。即ちイギリス本国及びその領地において印刷業者及び渡職人ないし雇用人は、イギリス本国及びその領地において売買目的をもって書籍その他を印刷することを今後禁じる。ただし、出版する時点でロンドンの組合に所属しているか、あるいは女王陛下及びその後継者から印刷許可を得ている者は免除される。

(女王)の特別な許可を得た者を除き、印刷業者はすべて書籍組合員に限るとしたこの条文は、いわば印刷出版の独占権を彼らに与えたことになる。当然の結果として、以後さまざまな形のあつれきを生むことになった。また全国的規模で行使された警察権は、その後150年の間続いた宮廷と組合

との関係を公に示す最も初期のものとも言える。ロンドン書籍業組合に許可された独占権と捜査・逮捕という警察権とは、組合員たちの野望と、他方教会と国家批判を押さえ込もうとする当局側の政策をどの程度反映していたかは、それ以前の150年にわたる書籍業の歴史を概観することではじめて理解できるであろう。

(2) 書籍業組合の起源

ダフによれば、1404年には書籍業の団体をつくるだけの数の書籍業者が既に存在していたという⁸⁾。キャクストンが印刷術を大陸から導入し、イギリスで初めて印刷出版をしたのが1477年であるから、その70年前には書籍業は既に稼業として可能な状態であったことがわかる。書籍印刷出版ならびに販売にたずさわる者を「ステーショナー」(‘stationer’)と言ったが、その語源である「ステーショナリウス」(‘stationarius’)は早くも13世紀にはオックスフォードやケンブリッジで用いられていたという。さらに14世紀初めには、この語はロンドンやヨークの町でも記録に残っており、それは一定の場所に仕事場を定めて商売する人間のことで、呼び売り商人というより、商品陳列台を所持している人物を指した。特に大学町では書籍業者にのみ付けられた。というのも、当然大学では書籍の供給に注意の目を光らせていたからであろう⁹⁾。

キャクストン以前の書物は、写本か木版刷かのいずれかであったろうから、写字業者(‘scrivener’), 写本の彩色を担当した彩色業者(‘lymner’ or ‘limner’), それに綴じ合わせて製本する製本業者(‘bookbinder’)や羊皮紙を供給した羊皮紙業(‘parchment’)などの職人たちが中世の書籍業の中心をなしていたと思われる。「ステーショナー」はこれら四つの職種に従事していた人々すべてにあてはまる言葉ではあるが、第一義的には店を構えている人々、つまり実際に販売を手がけていた人々——今日でいう書籍商——を指していた。彼らは顧客の注文に応じて書籍製造の手配をしたり、

古本を送り届けるとか、祈禱書など需要の多いものを上述の職人たちに依頼したと思われる。

十四世紀の初めのロンドンでも「ステーショナー」が用いられていたことは既にふれたが、1357年には、写字業者と彩色業者が所属していた職人たちのギルドが存在していたという¹⁰⁾。ところが、このギルドから、特に法律文書を専門に扱う写字業者——法廷書体と呼ばれる独特の文字を扱う写字生で一般のテキストを扱う写字生と区別されていた——が請願して、シティーから独自の組織体を結成する権限を獲得した。こうして「スクリブナーズ・カンパニー」(‘Scriveners’ Company’)という独立した組合が誕生した¹¹⁾。

このような分派行動は、ギルドの弱体化を招き、団体としての力を削ぐ結果なることを恐れたギルド所属の他の写字業者、彩色業者、製本業者、それに書籍販売業者たちは、1403年7月12日にそろってロンドン市長及び市参事会に対し、それぞれの職種に共通の理事(‘Warden’)^{ウォーデン}を選出したい旨の請願をしている¹²⁾。結局、請願は受理され、選出された2人の理事——1人は彩色業者、他は写字生出身者——の任務は、各職種に所属する人々の利益の保護と同時に、シティーの規則遵守を徹底させることにあった。また一方では、それらに違反した者をチェンバレン(‘Chamberlain’)¹³⁾のもとに送り罰を与える権限も与えられた。ここに、ロンドン書籍業組合の歴史が始まることになった。それは、写字業者、彩色業者、製本業者、それに書籍販売業者からなる寄合所帯のギルドであった。

(3) 印刷術導入の影響と外国人排斥

イギリスにおける印刷術の勃興が、キャクストンによるものであり、それは1477年の秋、場所はウェストミンスター寺院の参事会堂のすぐわきの印刷工房であったこと、その最初の印刷物が『哲人語録』であったこと、さらに彼は崇拜していたジョーサーの中世写本から2万語に及ぶ『カンタ

ベリー物語』を印刷したことなどは諸々の研究書に詳しい。ここでは、むしろ印刷術導入が書籍出版業にどのような影響をもたらしたかに焦点をあたえたいと思う。

印刷術導入によって手づくりの写本の位置が印刷本に奪われたであろう、また出版物の量的な変化に対応するために、卸売業が新たに誕生したのであろう、そして職業上の専門化現象が起こったことであろうことなどは容易に想像できる。キャクストンが印刷出版に従事し始めた15世紀後半には、まだ小売と卸売の区別がなかった、あるいは両方を兼ねていた。キャクストン自身は、印刷業者であり、同時に小売と卸売業とを兼ねた書籍販売業者でもあった。さらに彼は外国書の輸入業者でもあった。時には他の印刷業者に印刷をまかせ、販売するだけの仕事にも従事していた。このようなマルチ人間として活躍するには資金上の問題があり、余裕のある者だけに限られるようになった。ある者は外国書の輸入をやめ、ある者は印刷業に専心し、またある者は印刷業者が手を引いた仕事——つまり書籍販売業——を引き受けるといった風に職業上の専門化が進んだであろう。

このような専門化は書籍業組合にどのような影響を及ぼしたのであろうか。もともとの組合が寄合所帯であったことは既に述べた。印刷術導入によって、まず写字業がその基盤を失い、それにとって代わり印刷業者が新たに台頭したのであろうことは容易に想像できる。事実、1557年の勅許が下りる際には、後述するように印刷業者が組合内部での最大勢力になっていた。さらに言えば、この専門化傾向は、後に書籍販売業者（'bookseller'）の進出を許し、彼らが印刷業者と対立し、ついには組合第一の勢力にのしあがって、組合内部の争議の原因となったことも指摘されている。

しかし、イギリスの書籍業、特にその中心的存在であるロンドン書籍業組合に対して、印刷術導入が及ぼした影響は内部的問題よりも外部的問題により多く見出される。つまり、外国人書籍業者とスギリス人書籍業者との対立構造が印刷術導入後に浮き彫りにされたのである。この問題は、初

期イギリス書籍業がどのような状況にあったかを示唆している。要するに、当時のイギリス書籍業は外国人によって支えられていたということである。そもそも印刷術は大陸で興り、その技術の点では彼ら外国人がはるかに優れていた。たしかに、印刷術は生粋のイギリス人であるキャクストンが導入したものだが、彼はケルンやブルージュで印刷術を修得しており、イギリスで築いた印刷術を彼は大陸で知り合ったアルザス生まれの帰化人ウィンキン・デ・ウォード (Wynkyn de Worde) に受け継がせている。ウォードの好敵手とみなされ、フリート・ストリートで印刷所を開いたりチャード・ピンソン (Richard Pynson) もノルマン出身の帰化人である。

このように、キャクストンの仲間や後継者たちは、フランス、ベルギーやオランダなどのロー・カントリー、あるいはドイツなどの外国出身者が多かった。ダフの『イギリス書籍業の一世紀』には、出身の内外を問わず、最初の印刷本が出版された1457年からロンドン書籍業組合が正式許可を受けた1557年までにイギリスで活躍した印刷業者、文房具商、製本業者、その他書籍業に従事したすべての人を（およそ700名）の略歴がアルファベット順に記載されている。そこには、イギリス人に混じって数多くの外国出身者が名を列ねている¹⁴。

印刷術が導入された十五世紀後半から十六世紀にかけては、書籍業にたずさわる外国人はイギリス人と同等の扱いを受けていた。因に、デ・ウォードやピンソンについては既に述べたが、最初の宮廷御用文具商 ('King's Stationer') となったピーター・アクターズ (Peter Actors) の後を襲い、最初の宮廷御用印刷者 ('King's Printer') となったウィリアム・ファークス (William Faques) はノルマン出身であった。一方、ピンソンを助け、彼の死後は彼の後をおそって King's Printer となったトマス・バースレット (Thomas Berthelet) はれっきとしたイギリス人であった¹⁵。

彼ら外国人は必要とする技術を携え、イギリス人が技術を身につけるまで、彼らに代わってすぐれた仕事を遂行していたのである。もちろん、外

国人のままでは、彼らはギルドの一員なれなかったし、シティーの中で営業も許されなかった。それでもなお、書籍業にたずさわっていた外国人は他の職業に従事していた外国人に比べて優遇されていた。例えば、1484年1月に発布された外国人就業制限令では、大陸出身の書籍業者だけはそれに「該当しない」(‘Shall not extend’)¹⁶⁾ 旨が明記されていた。

外国人を登用して宮廷御用の印刷者や文房具商にしたことは述べたが、リチャード三世の後を襲い王位についたヘンリー七世(1485-1509)は、前王が発布した1484条例の趣旨を受け継いだだけでなく、外国人職人や商人雇用を積極的に奨励した。この時代には小規模の印刷しか行われず、大部分は大陸からの輸入本であったという。ダフによれば、1483年頃から大陸の印刷業者はイギリスをターゲットにして祈禱書や文法書の類をさかんに出版し輸出し始めたという¹⁸⁾。イギリス在住の外国人印刷業者にとっても、1484年の条令に記された免除項目は勇気づけられるものであった。

外国人への依存は、イギリス人印刷業者が外国人印刷業者に印刷業務を委託するという事態にまで進んでいた。1487年、キャクストンが初めてフランス人印刷業者に依頼して祈禱書を印刷させ輸入したことをダフは指摘している¹⁹⁾。この事実は、当時イギリスの印刷出版が大陸のそれに質・量ともに劣っていたことを示唆している。たしかに、キャクストンはチョーサーの作品やアーサー王伝説などイギリスの古典を印刷出版したが、知識人が求めていたギリシャ・ローマの古典を一般に流布させるまで手が回らなかった。また、たしかにケケロの作品がピンソンによって印刷出版されたが、それらは大学やパブリック・スクールのテキストの域を出ていなかった²⁰⁾。外国人出版者からみれば、競争相手のいないイギリスは販路開拓の絶好の市場と映ったと思われる。ダフによれば、1516年以前に限ってみると、印刷者の称号である「コロホン」は、キャクストンとオックスフォードの書籍商トマス・ハント(Thomas Hunte)以外の出版物には見あたらないという²¹⁾。

しかし、だからと言って、イギリス人印刷出版業者が皆無に近かったということにはならない。むしろ、この事態を苦々しい思いで見守っていたイギリス人印刷出版業者がいた。とりわけロンドン書籍業組合は危機感を募らせていたと思われる。したがって、アンチ・外国人の感情がイギリスの書籍商や新しい世代の印刷業者を遅かれ早かれ刺激し始めるのは必然のことであった。ただ、それが直ちに彼らに激烈な行動をとらせたというのではなく、むしろ不思議なほどゆっくりした形で現われた。

その行動は、まず多くの外国人書籍業者が店や屋台を出して営業していたセント・ポール大聖堂へ進出することから始まった。セント・ポール大聖堂界隈は、場所がら客が集まる場所というだけでなく、外国人に適用される諸規制がそこでは免除され、一種の自由が保証されていた。取り引きの上でも、また団結の上でも一定の地に同業者が集まっていることは都合がよい。例えば、キャクストンの後継者デ・ウォードは、最初印刷工房をウェストミンスターにもっていたが、後にフリート・ストリートに、最終的にはセント・ポール大聖堂わきに店を構えている。このように、それまでロンドンの各地区に印刷所や店を構えていた大小の書籍業者は次々とセント・ポール大聖堂近辺に店を構えるようになり、この界隈は書籍出版の町として賑わいを見せた。

しかし、そのような手段では力を蓄えていた外国人と対抗して、優位な立場を確保するにはおぼつかないものだった。結局、当局とかがたかって、法令という強制手段に訴えることによって彼らを締め出すという行動をとることとなった。書籍業組合が当局と共謀した明白な証拠はないが、当局にとっても特に宗教上の問題が顕在化し始めたヘンリー八世（1509-47）の治世後半から外国人排斥は急務と感じられるようになった。1523年、1529年、それに1534年に発令された三種類の法令はしだいに外国人書籍出版業者を不利な状況へ追いつめて行った。

1523年の法令では、まず外国人印刷業者は外国人の徒弟の雇用が禁じら

れた上に（逆に言えば徒弟はすべてイギリス人にすべしということ）、外国人の渡職人（'journeyman'）²²⁾の雇用を2人に限定された。これは、外国人が徒弟から身を起こし、親方となる道をふさがれたばかりでなく、外国人印刷業者が亡くなっても外国人で補充することができなくなったことを意味する。1523年の法令は必然的にイギリス人印刷業者の台頭を促した。

1529年2月の法令は一段と厳しいものであった。従来規制に加えて、外国人手工業者がイギリスで店を開くことさえ禁じた。これら2つの法令は、印刷業者と製本業者を含む手工業全体のギルドに適用されたものだが、1534年の法令は初めて書籍業者のみに適用された。この法令は、まず1484年の法令に付されていた外国人書籍業者優遇の付帯条項を撤廃すること、外国人であると本国人であることを問わず、販売を目的として大陸から書物を輸入してはならないこと、さらに外国人がイギリスに書物を持ち込み、それを売り歩くことも禁じた。まさに、これは「事実上の外書禁止令」²³⁾であった。

ダフは、この法令が利害関係のある団体——つまり書籍業組合——による陳情の結果であろうとしているが²⁴⁾、ヘンリー八世がローマ法王と断絶したのが1533年であったことを考慮すれば、陳情を待つまでもなく当局が異端書にかかわっているとみられた外国人排斥を積極的に主導したであろうことは容易に想像できる。いずれにせよ、書籍業組合の外国人排斥はこの頃（1530年代）には露骨になった。ダフは、イギリスを市場としていた大陸の印刷出版業者の苦情の例をいくつかあげている²⁵⁾。

かくして、外国出身の印刷業者と書籍販売業者には2つの選択しか残されなくなった。出身国へ帰るか、ロンドンの市民権を手に入れるかのいずれかであった。多くは後者を選んだ。首尾よく帰化の許可が得られ、宮廷や有力貴族の強力な推薦によってはれてロンドンの自由民となり、ギルドの一員ともなれば、本国人と同等の扱いを受けることができたからである。C.ブラッグデンはその成功した例をいくつかあげているが、それらはご

く限られた例外であり、大多数の外国人にとって、特に1534年以降はさまざまな規制と厳しすぎる条件のためにイギリスでの営業を断念したようである²⁶⁾。

一方、以上みたような外国人規制は、当然書籍業組合の発展には大いに寄与する結果となった。特に組合内の最大勢力であった印刷業者（‘Printers’）は、独占権をめざして競争相手排除のためにさまざまな手段を構じて、ついには外国人排斥にとどまらず、国内各都市に散在する印刷業者にまでその触手をのぼした。例えば、チェスター市の書籍業組合（1534年に勅許を得ていた）は、ロンドン書籍業組合からみればよそ者であり、外国人と同じようなライバルとみなされた。もし、これが書籍販売業者（書籍商）であれば、ロンドンの卸売業者にとり格好の顧客となりうるが、いったん印刷業者となれば、彼らはロンドンの印刷業者にとって、狭い市場をめざすライバルとなった。1539年に、ロンドンの書籍業組合は、三人の組合員をセント・オールバンズの町に派遣し、セント・オールバンズ大聖堂御用印刷業者に異端書出版の疑いをかけ、大修道院長の抗議にもかかわらず、ロンドンに連行して弾劾したという²⁷⁾。この事件は、ロンドン以外に備えられていた数少ない印刷機（‘the press’）をとりあげる絶好の機会とみたロンドン書籍業組合の横暴を垣間見させる一例である。

16世紀にパリやリヨンをはじめ、大陸の主要都市で印刷業が栄えたのに比べて、イギリスの地方都市でそれが衰退した責任の一端は独占を計ったロンドン書籍業組合の行動にあると思われる。

(4) 当局の介入と検閲

イギリスにおける初期の印刷出版が大陸のそれと比べて発達が遅れた原因は、さらに当局がくり返し発令した検閲令にも求められる。1695年にすべての出版物検閲令が廃止されるや、イギリスのジャーナリズムが誕生するとともに、作家の独立が可能になった事実からもそれは歴然としている。

当局の介入という点では、特にヘンリー八世治世の最後の10年間は、印刷業者にとっても困難な時代であった。当局が特に問題としたのは宗教関係書であったからである。

1535年10月英語による最初のバイブルがチューリッヒで印刷されたが、その将来性に目をつけた企業心に富む三人のイギリス人が本国でバイブルを出版する計画をたてた。そのうちの一人マーラー（Anthony Marler）は、ヘンリー八世の片腕として権力をふるっていたトマス・クロムウエル（Thomas Cromwell）に取り入り、1541年に4年間の期限付きでバイブル出版の独占権を得ることに成功し、各教会がそれを購入し備えることを義務づける条令まで出させた。しかし、好事魔多く、彼は2年後の1543年4月には「不法と考えられる書物」（‘suche bookes as wer thought to be unlawfull’）²⁸⁾を出版したかどで、他の7名の印刷業者とともに枢密院に喚問される憂き目に会う。主だった3名を除き、他は過去3年間に仕入れた本の部数、その種類、仕入先の商人の氏名などのリストを3日以内に提出することを条件に2週間後に入獄を許された。同年4月にも25名の印刷業者がまったく同じ扱いを受けている²⁹⁾。

宗教書に関しては、当局の意を受けた(大)司教たちもその鋭い監視の目を光らせていた。1524年10月12日、ロンドン司教は、ロンドンの書籍業者を集めて、ルターの書をはじめ異端書の輸入と売買を禁じる旨を当局に代わって申し渡し、さらに、新刊書を輸入する際は、販売前に枢機卿、大司教あるいはカンタベリー司教及びロンドン司教に検閲させる義務を付け加えた。これはイギリスの出版の歴史における最初の検閲制度ともいえるべきものであった。同様の手段は翌年（25年2月）にもとられている³⁰⁾。

しかし、宗教書の流入を阻止することは非常に困難であった。その後も枢密院とその代理者を中心に数多くの布令が出されたが、「1526年以降洪水のように流れ込む異端書を司教の手では押さえようとしても押さえられなかった。」³¹⁾ 特に1546年7月8日の布令では、出版物には印刷者の名前、

作者の名前及び印刷の日付を明示することを義務づけた。さらに、印刷者が居住する町の長に印刷物の一部を提出することを義務づけるとともに、提出した後の2日間は一般への販売を禁じた。この2日間は内容を検閲するための時間稼ぎというわけである。

しかしながら、一方では国王の交代に伴う信仰上の変更は印刷出版業者を当惑させた。ヘンリー八世が没して、1547年新教のエドワード六世(1547-53)が即位すると、イギリスのプロテスタントは急激に勢いを得た。迫害を恐れて大陸へ逃がれていた貴族たちとともに、有力な印刷業者もイギリスに戻って来た。特に1550年まで敵対関係にあったフランスとの講和によって、ヨーロッパで宗教的迫害に苦しんでいた人々が一斉にイギリスに向かい、イギリスは社会的経済的に甚だしい混乱状況に陥った。ロンドンだけでも40,000人も外国人で溢れたため、ロンドンの商人たちは市長に外国人の国外追放を願い出たほどであった³²⁾。

1549年、英語によるプロテスタント用の祈禱書が初めて出版されると同時に、カトリック関係の宗教書の破棄を命じる布令が出た。同じ年の8月13日には、枢密院は「今後印刷者は国務大臣ピーター、国務大臣スミス及びシシルによって検閲を受け許可されない出版物を出してはならない」³³⁾という趣旨の布令を出して、検閲制度を強化している。続いて1551年4月28日には「国王、あるいは枢密院の6名の署名のある許可なしに」³⁴⁾外国で印刷された英書を輸入することも販売することも、また国内での印刷も販売も禁じることが布告された。

ところが、1553年に旧教を信奉するメアリー女王(1553-58)が即位すると、事情は一変する。イギリスはもはや外国人新教徒たちにとって避難所ではなくなったばかりでなく、逆に彼らは迫害をうける立場に立たされた。1554年2月17日、帰化した者を除き、すべての亡命者は24日以内に国外退去を命じる布令が出された。その対象は主として聖職者、書籍業者及びその他の職人であった。この布令も結果的に効果はなく、外国人に職を奪わ

れたイギリス人職人が多数出る仕末で、ついに1555年ロンドン市長は、特定の職種を除き、いかなる職種でも外国人を雇うことを禁じる布令を発令した。同じ年の6月には、2種類の布告が発せられた。1つは国の内外を問わず「治安を乱す異端的な書物」(‘the seditious and the heretical books’)³⁵⁾の発禁、もう1つは、エドワード六世時代に出版された祈禱書類の破棄を命じるものであった。

以上のように、1520年代後半からおよそ30年間は、まるで洪水のように「扇動的で異端的な書物」の発禁令が主として王の名で出されている。このような状況にあって、ロンドン書籍業組合はいかなる態度をとったのであろうか。当局と対決して、印刷出版の自由のために立ち上がったであろうか。否である。これら一連の布令は、書籍印刷出版業一般及び書籍業組合にとって重大な意味をもっていた筈である。しかし、書籍業組合は印刷出版の自由ではなく、それを統制する方向へ進んだ。1542年に、宗教界が書籍統制に乗り出した時も、また1551年には政府と司教たちの側に立って彼らを支援する姿勢を見せた。メアリー女王は、彼らの態度をみて、1553年には組合の姿勢を非難したにもかかわらず、その4年後には便利な存在として、書籍業組合を団体と容認している。出版統制のためには、他の手段よりも組合の力を利用する方が得策とみたメアリー女王が、組合からの提案に乗った形でその権力行使を認可したのである³⁶⁾。

こうして、印刷業に関する限り、単にロンドンにおける権利ばかりでなく、イギリス全体にその権利行使が認められたロンドン書籍業組合は、あたかも当局の片腕となって取締まりを実行したのである。当局がその政治的意図を実現するのにこの上なく好都合であると同時に、組合にとっても組合の発展のために統制は好都合だったのである。このように冒頭に述べたような勅許(‘the Chart’)が1557年5月4日に下りることになった。

(5) 初期ロンドン書籍業組合の自治形態

メアリー女王のその勅許状に記されたロンドン書籍業組合の組員数は97名であった。不思議なことに、彼らはかならずしも皆書籍業のみにたずさわった者ばかりではなかった。ダフによれば、そのうち印刷と出版だけに関係した者は35名にすぎなかったという³⁷⁾。事実、彼の『イギリス書籍業の一世紀』には、多くの書籍業関係の職業とは別に、他の職業に従事している(いた)ことにも言及されている。例えば、書籍業組合の初代組合長となったトマス・ドックレイ(Thomas Dockwray)は「書籍商で新書籍業組合の初代組合長、もともとの職業は公証人であった」(‘stationer and first Master of the new Stationers’ Company, was by profession, a notary’)³⁸⁾と記されている。その他、1530年代に英語聖書出版に関係したといわれているホイットチャーチ(Edward Whitchurch)は「小間物商組合」(‘Haberdashers’ Company)³⁹⁾の一員でもあった。山田氏は「これは崩壊期のギルド社会に見られるひとつの現象であった」⁴⁰⁾と述べておられる。

いずれにせよ、勅許が下りた1557年頃、主要な組合員は印刷業者、製本業者、書籍商、それに羊皮紙、文具類の調達を稼業とする業者さらには彩色業者から構成されていた。組合結成の時点で、最も勢力があったのは印刷業者であり、97名のうち33名、つまり組合員数の3分の1を占めていた。後に書籍商にその地位を譲ることになることは既にふれた通りである。

組合では、一種の序列が成立していた。まず先頭に組合長(‘Master’)をはじめ理事(‘Warden’, 2名ずつ1年交代)がおり、次の順位は、新館建設から勅許が下りるまでの30ヶ月の間に会員と認められた者がいた。彼らは勅許状に「(正式)会員」(‘Commonalty’)と記されている組合員で、シティーでは「自由民」(‘Freeman’あるいは‘Yeomanry’)として知られていた。その他に「ブラザーズ」(‘Brothers’)として知られたグループがいた。彼らは、組合内部ではある程度のステータスを認められていたが、シティーから正式

な市民権を認められていなかった。彼らは‘freemen’が享受していた特権を得ていなかったのである。理由は、彼らがよそ者（‘alien’）ないし外国人（‘foreigner’）だったからである。既にみたように、16世紀に入ると外国人排斥が激しくなって行ったが、その中において有力な外国出身の印刷業者、製本工、書籍商は帰化し、正式にイギリス人として迎えられた。しかし、彼らが印刷業者の場合、イギリス人印刷業者と数少ない印刷機と市場を競い合うことになり、かならずしもスムーズではなかった。彼らが「ブラザーズ」としてまがりなりにも組合の一角を占めたのは、彼らが持つ技術、時にはその資本力が書籍業界では重要視されたからであろう。1534年以降イギリスに帰化を許され組合員となった外国人を中心に「ブラザーズ」として、組合内部で一つのグループをつくって団結を計ったのである⁴¹。

次に組合入会の方法であるが、それには4種類あった。第一は、徒弟奉公が満期となって親方の推薦によって組合員になる方法である。第二は世襲でなる方法。第三は、一定の金額を支払って組合員権を購入する方法。そして第四は他の組合から移籍ないし転入する方法である⁴²。

第一の方法について言えば、徒弟奉公の期間は7年以上で、さらに1556年の市議会令によって、24歳になって初めて奉公人は独立を許されることになった。たとえ、徒弟期間が7年以上であっても24歳以下であれば独立できなかった。

第二の世襲によって組合員となる場合にも一定の規定があった。それは、息子が誕生の折にその父親が組合員でなければならないということである。逆に言えば、父親が組合員でない時誕生した息子は認められないということである。ただし、一応の技術を身につけていると認められれば、家督相続という形で息子が父親の跡を継ぐ場合、24歳以前でも許されていた。

一定の金額で権利（株）を買い取るのは、特に外国人がこのギルドの組

員になる時の一般的方法であった。第四の移籍による方法で問題となるのは、二種類のギルドの許可が必要となることである。どちらかと言えば、前のギルドから許可を得ることの方がむづかしかった。また、新たに入ろうとするギルドとの間には、入会料の額や序列に関する問題があった。

(6) 組合登録と著作権

ロンドン書籍業組合が書籍出版の歴史だけでなく、文筆業一般に対して及ぼした影響の中で今日でも関連のあるのは、組合登録に関する規約である。

イギリス近代文筆業が十八世紀後半に確立されることは既にふれたが、その最大の要因は著作権（'copyright'）問題と深くかかわっている。十八世紀以前の作家は、文学愛好の貴族にパトロンとして経済的な後だてになってもらい作品を出していた⁴³。その際、著作権はすべて出版者（印刷業と書籍商を兼ねる者が多かった）の手にあり、今日のように作家のものではなかった。つまり、著作権は買取り方式であった。それが最終的に作家のものとなるには十八世紀のサミュエル・ジョンソンらの尽力をまたねばならなかった。それまでには、作家と出版者、あるいは出版者同士の激しい争いが生じている⁴⁴。十八世紀の文筆業の一端は著作権争議に彩られているといってもよい。

ところで、16世紀の書籍業組合がこの著作権問題とどのようにかかわっていたのであろうか。さらに、それが組合登録とどのように結びつくのであろうか。

著作権を所有することは、いわば、出版の独占権を得ることである。単純明快な方法は、(女)王に請願し、勅許を得ることで特定の書物の印刷と販売の独占を一定期間認可してもらうことである。これは、既にふれた王室御用印刷者（'King's or Queen's Printer'）がまず該当する。彼らの場合、他からの推薦によっていわば抱えられるわけだが、印刷業者の側から積極的に

請願する者もいた。C.ブラックデンによると、1518年にピンソンとラステル（John Rastell）が自分たちの印刷物の保護に対する勅許を得たのが最初の例であるという⁴⁵⁾。2，3年後には他の多くの印刷業者がその例にならった。

しかし、読み物の要求がバラエティに富んできたこと、印刷業者の数が増したことから、(女)王の保護を容易に受けられなくなった。わずかな独占物に対する要求を相互に尊重し合うためには、書籍業組合こそ格好の組織体であった。組合への印刷物登録はそのような要求を満たすのに実際の効果を発揮した。

組合の登録システム（‘Register’）は、実は新館建設とともに行われていた。1554年12月から組合では、組合におけるさまざまな出来事——歳入、支出、会費、新入組合員登録、組合規約等——を記録する慣行を始めていたのである。したがって、1557年の勅許による布令では、組合員は組合の理事に出版物の一部を提出することを義務付けられたが、彼らはそれに異和感を抱かなかつたであろう。この一見何でもない取り決めは、結果として著作権保護の一形式を生むことになった。むしろ、それは著作者や翻訳者ではなく、印刷者や書籍商たちにとって有利な著作権保護であった。

その登録の実態については、山田氏の『本とシェイクスピア時代』の第三章「シェイクスピア時代の著作権とロンドン書籍商組合登録簿」⁴⁶⁾に詳しいので参照していただくとして、ここでは、登録の機能と意味について言及し、さしあたり本稿を結ぶことにする。印刷物の有資格者たることを登録することは、書かれた記録文書という証拠となり、他に権利を主張する者が現われても黒白をつける時の立派な証拠となりうるものであった。逆に言えば、登録しなかったり、登録前に出版することは法令違反ということである。

この登録システムを出発点として書籍業の組織化は一段と進み、さらに多くの事柄がここから生まれて行った。以後350年にわたってこの登録制

はロンドン書籍業組合の「存在理由」(‘raison d’être’)となり続けたのである。

注

- 1) A. S. Collins, *Authorship in the Days of Johnson* (London, Robert Holden & Co, Ltd, 1927).
- 2) 邦訳には、「ロンドン書籍商組合」(山田昭廣, 『本とシェイクスピア時代』), 「書籍出版業組合」(出口保, 『イギリス文芸出版史』), 同じく「書籍出版業組合」(平井正穂監訳, 『ケンブリッジ版イギリス文学史 I』)があるが, ここでは「ロンドン書籍業組合」と呼ぶ。
- 3) Cyprian Blagden, *The Stationers' Company* (Harvard University Press, 1960), p. 32.
- 4) Quoted in E. Gordon Duff, *A Century of the English Book Trade*, (Bibliographical Society, London, 1905), pp. xxvi-xxvii.
- 5) 山田昭廣『本とシェイクスピア時代』東京大学出版会, 1979年, 149頁。
- 6) Duff, p. xxvi.
- 7) *Ibid.*, p. xxvii.
- 8) *Ibid.*, p. xi.
- 9) See, Blagden, pp. 21-23.
- 10) *Ibid.*, p. 22.
- 11) *Ibid.*, p. 23.
- 12) *Ibid.*, p. 23.
- 13) 出版, 演劇, その他商業一般を管理する高等取締まり官。
- 14) See, Duff, pp. 1-176.
- 15) *Ibid.*, p. xii.
- 16) *Ibid.*, p. xiii.
- 17) *Ibid.*, p. xii.
- 18) *Ibid.*, p. xii.
- 19) *Ibid.*, p. xiii.
- 20) *Ibid.*, p. xiv.
- 21) *Ibid.*, p. xv.
- 22) journeyman とは一人前の職人だが, その名の通り, 親方(‘master’)から親方へと渡り歩いた職人のことである。
- 23) 山田昭廣, 『本とシェイクスピア時代』, 187頁。
- 24) See, Duff, p. xiv.
- 25) *Ibid.*, p. xiv.

- 26) See, C. Blagden, p. 27.
- 27) *Ibid.*, p. 28.
- 28) Duff, p. xxiv.
- 29) *Ibid.*, p. xxv.
- 30) See, H. S. Bennett, *English Books & Readers 1475 to 1557*, (Cambridge University Press, 1970), p. 33.
- 31) *Ibid.*, p. 36.
- 32) See, Duff, p. xxv.
- 33) *Ibid.*, p. xxv.
- 34) 山田昭廣, 『本とシェクスピア時代』, 140頁。
- 35) Bennett, p. 33.
- 36) 1554年12月組合は女王に, 1557年の勅許の内容とほぼ一致する請願をしているという。See, C. Blagden, p. 35.
- 37) See, Duff, p. xxiv.
- 38) Duff, p. 40.
- 39) *Ibid.*, p. 169.
- 40) 山田昭廣, 『本とシェイクスピア時代』, 142頁。
- 41) See, Blagden, pp. 34-38.
- 42) *Ibid.*, pp. 34-35.
- 43) See, Bennett, pp. 40-53.
- 44) See, A. S. Collins, pp. 85-98.
- 45) See, Blagden, p. 32.
- 46) 山田昭廣, 『本とシェイクスピア時代』, 132-149頁。